

◆R6年度介護報酬改正に伴う総合事業に関するQ&A

NO	サービス種類	質問	回答	更新日時
1	総合事業通所介護	<p><b>【一体的サービス提供加算】</b> R6年度介護報酬改正による「一体的サービス提供加算」を算定する場合、サービス担当者会議を開催する必要があるか。</p>	<p>当該加算に関わらず、各サービスにおける加算を算定する場合は、原則として、サービス担当者会議を開催する必要がある。</p> <p>当該加算については、報酬改正前の「選択的サービス複数実施加算」が「一体的サービス提供加算」に改正されている。</p> <p>算定要件は、事業所が、利用者に対し、「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」をいずれも実施した場合に算定可能である。</p> <p>よって、当該加算に係るサービス担当者会議の開催については、次の示すとおりである。</p> <p>&lt;サービス担当者会議の開催が必要な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、新たに「栄養改善サービス」又は「口腔機能向上サービス」を提供する場合</li> </ul> <p>&lt;サービス担当者会議の開催が不要な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、利用者に対し、「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」のサービスを提供したとして、報酬改正前の「選択的サービス複数実施加算」を算定していた場合</li> </ul>	R6.5.17
2	総合事業通所介護	<p><b>【運動器機能向上加算（廃止）】</b> 「運動器機能向上加算」が廃止され、基本報酬に包括化されたことにより、計画書の作成は必要なのか。</p>	<p>当該サービスは、運動器機能の評価項目を設定し、医学的エビデンスに基づいたプログラムを実施することを想定している。</p> <p>よって、当該サービスを実施するに当たっては、従前の運動器機能向上加算の算定要件と同様の取扱である。</p> <p>なお、運動器機能向上のための計画を作成する必要はなく、通所介護計画（個別計画）に盛り込むことも可能である。</p>	R6.5.17
3	総合事業通所介護	<p><b>【運動器機能向上加算（廃止）】</b> 毎月のモニタリングは必要なのか。</p>	<p>質問2の回答のとおり、当該サービスの趣旨を踏まえると、定期的な評価は必要である。</p> <p>ただし、毎月のモニタリングの結果報告は、必ずしも必要ではない。</p>	R6.5.17
4	総合事業通所介護  （「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（令和6年5月17日）」の送付について）	<p><b>【送迎減算】</b> どのような場合に、送迎減算の対象になるのか。</p>	<p>事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていなければ送迎減算が適用される。</p> <p>① 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所型サービスの提供が行われなかった場合⇒通所型サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されない。</p> <p>② 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所型サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合（予定していた送迎が中止となった場合を含む）⇒サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用される。</p>	R6.5.17
5	総合事業通所介護	<p><b>【一体的サービス提供加算】</b> 「口腔機能向上サービス」として実施する口腔体操を看護職員の指示を受けた介護職員が行ってもよいか。</p>	<p>可能である。</p> <p>なお、利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行う必要があることに留意すること。</p>	R6.5.27